

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成26年9月18日)

- 1 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の概要と今後の対応について
【河川課】・・・1ページ
- 2 第5回中海会議の概要について
【河川課】・・・3ページ
- 3 境漁港の高度衛生管理基本計画及び特定漁港漁場整備事業計画について
【空港港湾課】・・・5ページ
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【技術企画課・道路企画課・道路建設課・河川課・空港港湾課】・・・8ページ

県土整備部

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の概要と今後の対応について

平成26年9月18日
危機管理政策課
河川課

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、都道府県が最大クラスの津波による津波浸水想定を行うに当たり、検討が進んでいない日本海側の津波断層モデルの設定を支援するため、国（国土交通省・内閣府・文部科学省）は、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を設置し、平成25年1月から検討を行ってきました。

この度、8月26日に開催された第8回検討会において、津波断層モデル、鳥取県沿岸での津波高の概略計算結果が示されたので、その概要及び今後の対応について報告します。

1 今回設定した津波断層モデル及び津波高の概略計算結果

(1) 津波断層モデル

津波対策の観点から60の津波断層モデルを設定。このうち、本県への影響が大きいと見込まれる断層は5箇所（鳥取沖1箇所（東部と西部の連動）、京都沖1箇所、青森西方沖1箇所、東北沖2箇所）。

(2) 鳥取県沿岸での最大津波高

平地（居住部） 3.1m（大山町沿岸）

全体（崖部を含む） 4.1m（岩美町沿岸）

}	平成23年度の県シミュレーション結果	
	最大津波高（佐渡島北方沖の断層）	7.59m（大山町沿岸）
	鳥取沖の断層（近地）での津波高	6.27m（鳥取市沿岸）

2 国の公表内容と平成23年度の県公表内容との相違について

区分	今回の国公表内容	平成23年度の県公表内容
津波断層モデル	<p>これまでに研究機関（産業技術総合研究所、海洋研究開発機構等）が行った日本海での地殻調査データ（反射法地震探査）、及び地震発生メカニズム等に関する最新の知見に基づき津波断層モデルを設定</p> <p>[遠地] 青森県西方沖の断層（断層延長132km） [近地] 鳥取沖の断層（東部と西部の連動）（北側が沈降）</p>	<p>最大の津波高を検討するに当たっては、想定外を排除するため、地震調査研究推進本部（国）が示した佐渡島北方沖の想定震源域において、津波高が最大となるよう津波断層モデルを設定</p> <p>[遠地] 佐渡島北方沖の断層（断層延長222km） [近地] 鳥取沖西部及び東部の断層（北側が隆起）</p>
津波高	海岸線の50m程度沖側での概略計算	海岸線における津波高

※9月4日（木）に、県から沿岸市町村への説明会を実施。

3 今後の対応について

○県

- ・第8回検討会で示された津波断層モデルにより詳細な津波浸水シミュレーションを行い、有識者会議に諮った上で、津波浸水想定を再設定する。
- ・その際、平成23年度に県独自で設定した津波浸水想定 of 取扱いの検討も併せて行う。
- ・また、津波災害警戒区域（イエローゾーン）、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定については、津波浸水想定の結果を踏まえて検討する。

○沿岸市町村

- ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、ハード、ソフト施策を組み合わせた津波対策の総合ビジョンである「推進計画」を作成することができる。
- ・今回示された津波断層モデルから想定される津波浸水域は、平成23年度の県の想定よりも狭くなることが見込まれるが、ソフト対策については、有識者会議の検討結果が出るまでの当面の間は、基本的に県の想定に基づくこれまでの取組を継続する。

(参考) 津波防災地域づくりに関する法律

平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの対策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを推進するもの。

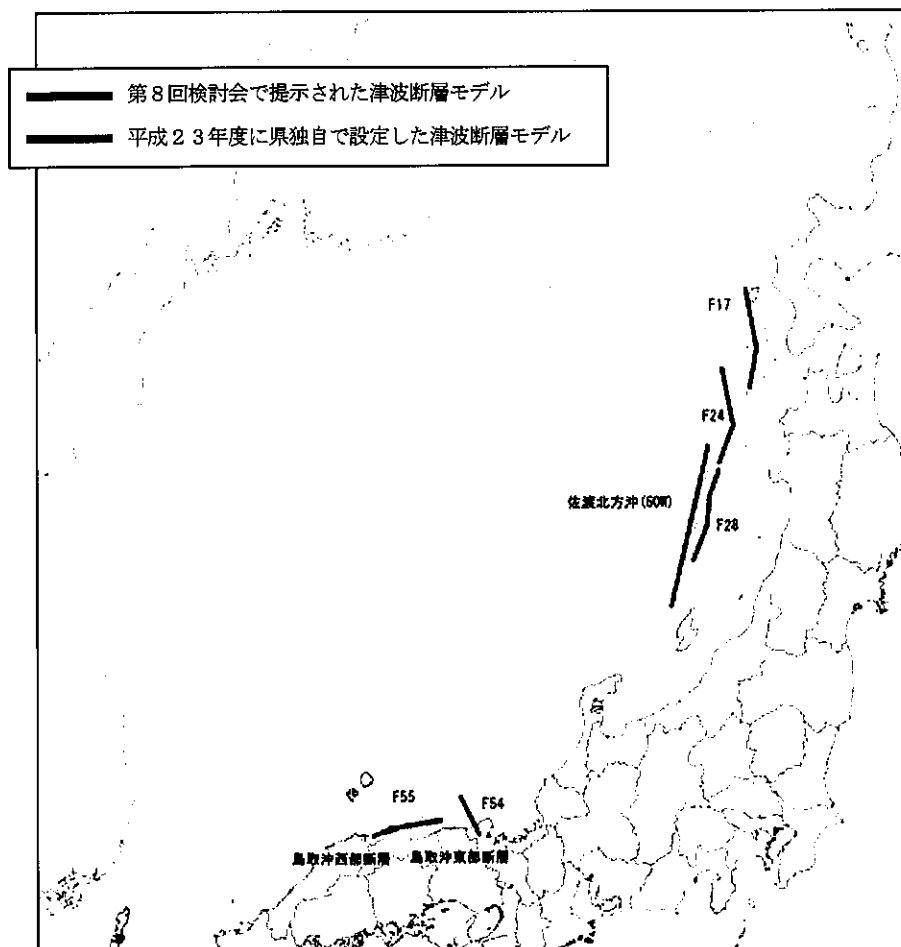
【参考資料】

○沿岸市町村別津波の概略計算結果

沿岸市町村	平地(※)			全海岸線			30cmの津波到達時間(分)	県の暫定津波浸水予測(H23年度作成)	
	平均津波高(m)	最大津波高(m)	断層	平均津波高(m)	最大津波高(m)	断層		最大津波高さ(m)	第1波到達時間(分)
岩美町	1.7	2.5	F55	1.7	<u>4.1</u>	F55	9	5.22	<u>4</u>
鳥取市	1.6	2.8	F54	1.7	3.8	F55	9	6.27	5
湯梨浜町	1.8	2.2	F24	1.7	2.9	F28	10	5.62	8
北栄町	1.6	2.2	F24	1.5	2.2	F24	8	4.04	7
琴浦町	1.7	2.8	F24	1.8	3.3	F24	<u>6</u>	5.53	5
大山町	<u>2.1</u>	<u>3.1</u>	F24	<u>1.9</u>	3.5	F24	<u>6</u>	<u>7.59</u>	<u>4</u>
米子市	0.9	2.1	F17, F24	0.8	2.1	F24	14	4.72	12
日吉津村	1.6	2.3	F24	1.6	2.3	F24	15	3.99	13
境港市	1.0	2.2	F55	1.0	2.2	F55	12	3.23	32

※平地：海岸線から200m程度の範囲において標高が8m以下となっている箇所

○日本海側における津波の発生要因となる大規模地震の津波断層モデル



第5回中海会議の概要について

平成26年9月18日
企画課
水・大気環境課
農地・水保全課
河川課

平成26年8月25日に開催した第5回中海会議の概要は、次のとおりです。

- 1 日時 平成26年8月25日（月） 午後2時～4時
- 2 場所 国際ファミリープラザ（米子市）
- 3 構成員 鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長、国土交通省中国地方整備局長（副局長代理出席）、農林水産省中国四国農政局長
<オブザーバー> 環境省（中国四国地方環境事務所長）、防衛省（美保基地第3輸送航空隊指令（装備部長代理出席））

4 概要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（事務局：中国地方整備局出雲河川事務所）から、大橋川改修事業及び中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。

[主な報告]

- ・中海湖岸堤整備事業の短期整備箇所については、全て工事着手済み（全6箇所のうち2箇所は完了）。
⇒大橋川改修（拡幅）に当たっては、下流側に影響がないよう中海湖岸堤を先行するという整備手順を進めることについて、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。

(2) 中海の水質及び流動について

部会「中海の水質及び流動会議」（事務局：鳥取県水・大気環境課）から、水質測定結果や水質改善のための取組の報告が行われ、今後、第5期湖沼水質保全計画（平成21～25年度）の結果を検証しつつ、モニタリングの強化と効果的な水質浄化対策を進めることが報告された。

[主な報告]

- ・環境基準点における水質測定結果では、COD（化学的酸素要求量）、全窒素、全りんの中のいずれの項目も環境基準及び第5期湖沼水質保全計画の水質目標をともに達成していない。
- ・各項目とも米子湾が最高地点となっている。
- ・ここ30年の経年変化は、最高地点では、CODは横ばい、全窒素、全りんは低下傾向。湖心では、すべて横ばい。ここ5年の経年変化は、最高地点、湖心とも、CODは横ばい、全窒素、全りんはやや上昇気味。
- ・これまでの米子湾流動調査、底質調査、流入負荷量調査等の検証・分析を行い、今後も関係機関と連携し、具体的な水質浄化対策の検討を進める。
- ・H26年度中の第6期計画（平成26～30年度）策定に向け、対策強化や新たなモニタリング指標の設定にも取り組む。

[主な意見]

- ・森山堤防開削の効果について、モニタリングデータからは判断できないとのことであるが、開削から5年経過したので、一定の評価をお願いしたい。
⇒開削以降、本庄工区では、塩分躍層（塩分濃度の上層下層の差）ができ、夏季における貧酸素状態が長期化したこと以外は、中海全体で特定の傾向を見出していない。引き続き、専門家の助言をいただきながら、モニタリングを継続していく。
- ・水質評価について、環境基準の達成状況等の数字の羅列になると一般住民も理解しにくいので、どの部分が重要なのか、観測方法や地点の取り方の改善も含めて、専門家の知見を取り入れて工夫してほしい。

- ・色々と事業が進められてきたが、水質はほとんど横ばいであり、どこに原因があるか調査が必要である。
⇒原因究明を含め、水質改善・浄化に向けた対策は、第6期計画に向け具体的に検討していく。
モニタリング強化については、国交省へも協力をお願いする。
中海は広いので、地域を分けて、各地域の状況に応じて覆砂など必要な対応を検討する必要があるかもしれない。

(3) 中海沿岸農地の排水不良について

「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」（事務局：米子市農林課）から、排水不良農地（米子市崎津内）でのモデル事業（工事残土を活用した客土）の進捗状況等について報告があり、ストックヤード方式による良質な残土確保について改めて検討するなど、排水不良農地の効果的な対策を引き続き検討していくことを確認した。

(4) 中海の利活用について

「中海の利活用に関するワーキンググループ」（事務局：島根県政策企画局）から、利活用アイデアの具体的な取組状況（中海周遊サイクリングコースの設定・路面表示、EV車でエコツアー推進のための充電器整備、中海の藻の活用、中海産食材を使ったメニューのPR等）について報告があり、各アイデアについて引き続き検討を進めることを確認した。

来年はラムサール登録10年を迎えるので、登録10周年記念イベントを検討することとなった。

また、中海産食材を使用した試食（サルボウガイを使用した赤貝飯弁当、スジアオノリを使用したようかん）及び水辺の新しい活用の可能性を創造していくミズベリング・プロジェクト等の紹介が行われた。

(参考) 中海会議とは …平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(H22.4.22)した会議。

境漁港の高度衛生管理基本計画及び特定漁港漁場整備事業計画について

平成 26 年 9 月 18 日
水 産 課
境 港 水 産 事 務 所
空 港 港 湾 課

この度、水産庁は境港地区の「高度衛生管理基本計画」を策定し、公表しました（9月10日公表）。併せて、当該計画に基づく漁港整備の基本方針等を定めた「特定漁港漁場整備事業計画（案）」についても公告・縦覧の上、10月中に公表となる見込みです。

1 高度衛生管理基本計画

(1) 経緯等

水産庁は、さかいみなと漁港・市場活性化協議会（会長：大谷和三）が策定した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン（平成25年3月策定）」を踏まえ、平成25年度から直轄で調査を行い、当協議会とその下部組織である漁港・市場ワーキンググループ及び生産者・荷受・仲買の各専門委員会の意見を聞きながら、「高度衛生管理基本計画」の検討を進め、この度、策定公表。

※水産庁による「高度衛生管理基本計画」の策定は、長崎、枕崎、八戸、気仙沼、石巻、塩竈、銚子、下関に次いで境漁港は9件目。

(2) 基本的考え方

- ・漁業種類毎に陸揚げエリアを設定し、さらに搬入・搬出エリアを区分（ゾーニング）
- ・人及び車輛の入場管理の実施、囲壁の設置、電動フォークリフトの導入等により異物混入防止等

2 特定漁港漁場整備事業計画（案）

特定漁港漁場整備事業計画は、漁港漁場整備法の規定により、高度衛生管理基本計画で定めた内容等に基づき漁港整備の基本方針等を定めるものであり、境漁港などの特定第3種漁港については、国が定めることとされている。

(1) 上屋・荷捌き所等

- ・1号上屋と2号上屋を建替え、新たに陸送物の上屋を増設
- ・新たに5号岸壁にかにかご上屋を、6号岸壁に6号上屋を整備
- ・用地（人工地盤：屋上駐車場） 12,000 m²
- ・道路（1・2号上屋前） 485m
- ・清浄冷海水取水施設 1式

(2) 岸壁等

- ・－6m泊地浚渫（5～7号岸壁） 7,300 m² ・－6m岸壁（5～7号岸壁：増深改良） 245m
- ・－6m岸壁（栈橋新設） 313m ・－6m岸壁（2号岸壁：耐震改良） 157m

(3) 全体事業費 120億円（うち鳥取県実質負担額約13億円）

(4) 事業期間 平成26年度～35年度（10年間）

3 今後のスケジュール

	県	国（水産庁）
H26年 9月		<ul style="list-style-type: none"> ・高度衛生管理基本計画の公表 ・特定計画（案）の策定 ・特定計画（案）の公告・縦覧
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・特定計画（案）の協議（水産庁⇔鳥取県） ・特定計画の公告
11月～	<ul style="list-style-type: none"> ・市場（上屋）整備に係る基本設計 ・岸壁整備に係る詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定漁港漁場整備事業（交付申請⇔交付決定）
H27年 ～H35年	<ul style="list-style-type: none"> ・市場（上屋）整備に係る実施設計 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">※市場及び岸壁等を順次整備</p>	

境港地区 高度衛生管理基本計画書（概要）

1 地域の概況

- ・昭和48年に特定第3種漁港に指定された境漁港は、全国的な水産物の生産・流通の拠点を担ってきた。
- ・水産業を取り巻く厳しい情勢の中、さかいみなど漁港・市場活性化協議会は、「社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場」を境港の将来のあるべき姿とした「さかいみなど漁港・市場活性化ビジョン」を作成し、日本一魅力ある漁港・市場づくりを目指している。

2 高度衛生管理の基本方針

○境漁港で衛生管理を行う重要性

全国水揚げ上位の沖合漁業中核基地である境漁港で高度衛生管理を実施することは、西日本水産物の衛生管理に与える影響も大きく、背後の加工場への衛生的な原料供給にも寄与できる。

○高度衛生管理の基本的な考え方

取り扱う水産物の陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程での危害を分析・特定し、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するため、定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制の構築。

○高度衛生管理導入の対象エリアと対象水産物

- ・トラック直積みのまき網とそれ以外の漁業岸壁を分離し、各漁業種類毎に高度衛生管理エリアを設定。
- ・対象水産物は、沖合底びき網漁業のズワイガニ、カレイ、ハタハタ等、いか釣漁業のイカ、まき網漁業のマグロ、ブリ、アジ、イワシ、サバ、かにかご漁業のベニズワイガニ、境漁港に陸送される陸送物。

3 陸揚げから荷さばき、出荷の各段階の問題点と対応方針

問題点	対応方針（高度衛生管理市場の基本方針）
① トラック直積みのまき網物とセリ物の同時活用による異物混入	・トラック直積み岸壁とまき網以外の陸揚岸壁の分離
② 1～2号上屋内への車両進入による異物混入	・上屋内は電動フォークリフトのみ使用可能とし、外部車両の場内進入は原則禁止
③ 水産物・人・車両の動線混在による交差汚染	・水産物の一方向の流れ
④ 2号上屋の老朽化と狭隘	・1号と2号上屋の連続と陸送物上屋の増設
⑤ 市場利用者からの異物混入	・上屋内の専用入口に手洗い場、足洗い場を設置
⑥ 容器の衛生面	・木箱の廃止
⑦ 床からの汚染	・直置き禁止、内臓除去エリアの排水施設整備
⑧ 活ガニタンクに使用する海水の水質	・清浄冷海水取水施設の整備
⑨ 水産物の温度管理	・水産物の低温保持（低温室、給氷施設の整備）
⑩ 水産物に問題が発生した場合の対応	・衛生管理に関する情報発信と提供体制の確立
⑪ 3～5号上屋の風、日射、異物混入	・かにかご上屋の整備
⑫ 3～5号岸壁での血水の排出による汚染と鳥類の糞の混入	・まき網直積みトラックの待機場所に屋根と防鳥ネット、荷台への防鳥シート対策
⑬ 6号岸壁での異物混入	・6号上屋の整備

4 高度衛生管理を実施するための体制の構築

今後、ハード整備と合わせ、高度な衛生管理体制を実現するため、衛生管理マニュアル作成や衛生管理責任者、役割分担、記録保持ができる体制を構築する。

5 整備スケジュール

事業スケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	備考
-6.0m岸壁（新設）												模倣構造
-6.0m 2号岸壁（改良）												耐震化
-6.0m 5～7号岸壁（改良）												増深
-6.0m 泊地												
道路												
用地（人工地盤）												駐車場
荷さばき所（1号上屋）												
荷さばき所（陸送物上屋）												
荷さばき所（2号上屋）												
荷さばき所（3～5号上屋）												
荷さばき所（6号上屋）												
清浄冷海水取水施設												

6 高度衛生管理の推進により見込まれる効果

- ・国民への安全安心な水産物の提供による付加価値向上、魚価安定。
- ・背後の加工場の衛生管理強化の促進、境港ブランドの強化、輸出拡大の期待。

7 基本計画の着実な推進に係る事項

- ・完成後は、市場開設者の鳥取県（指定管理者含む）と卸売業者（鳥取県漁協、境港魚市場株、JFしまね）、境港鮮魚仲買組合で協力し運営していく。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】							県土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 (鳥取県土整備事務所)	国道178号(岩美道路)改良工事 (7工区)(補助)	岩美郡 岩美町 本庄	(有)尾崎工務店 代表取締役 尾崎 和也	102,168,000円 (予定価格) 112,161,240円	平成26年8月28日 ～ 平成27年3月10日	平成26年8月27日	制限付 一般競争入札 (11社)
道路建設課 (西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局)	国道183号河上工区道路改良工 事(6工区)(交付金改良)	日野郡 日南町 宮内	国道183号河上工区道路改良工事(6工 区)(交付金改良)コーセン・みどり建設特定 建設工事共同企業体 代表者 (株)コーセン 代表取締役 川端 登志一	116,532,000円 (予定価格) 127,596,600円	平成26年8月18日 ～ 平成27年3月13日	平成26年8月18日	制限付 一般競争入札 (6社)
河川課 (鳥取県土整備事務所)	清水川排水機場修繕工事(交付金)	鳥取市 吉成南町	クボタ機工(株)中国営業所 所長 石田 哲之	121,716,000円 (予定価格) 129,265,200円	平成26年8月19日 ～ 平成27年3月13日	平成26年8月18日	制限付 一般競争入札 (1社)

【変更分】							県土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
技術企画課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	阿弥陀川砂防災害復旧工事(23年 災227号)(2工区)	西伯郡 大山町 坊領	(株)特研工業 代表取締役 谷口 博	(当初契約額) 115,185,000円 (第1回変更後契約額) 116,913,240円 (変更額) 1,728,240円 (第2回変更後契約額) 119,719,080円 (変更額) 2,805,840円	平成25年11月22日 ～ 平成26年3月14日 (変更後工期) 平成26年8月31日	(当初契約年月日) 平成25年11月21日 (第1回変更契約年月日) 平成26年3月12日 (第2回変更契約年月日) 平成26年8月27日	
道路企画課	県道猪ノ子国安線(源太橋)橋梁補 強工事(上部工1工区)(交付金)	鳥取市 源太 ～ 国安	県道猪ノ子国安線(源太橋)橋梁補強工事 (上部工1工区)(交付金)富士ビーエス・宇部 興産機械・高野組特定建設工事共同企業 体 代表者 (株)富士ビーエス鳥取営業所 所長 大村 康三郎	(当初契約額) 524,055,000円	平成24年10月16日 ～ 平成26年8月29日	(当初契約年月日) 平成24年10月15日 (第1回変更契約年月日) 平成26年8月29日	設計図書の変更
道路企画課	県道猪ノ子国安線(源太橋)橋梁補 強工事(上部工2工区)(交付金)	鳥取市 源太 ～ 国安	県道猪ノ子国安線(源太橋)橋梁補強工事 (上部工2工区)(交付金)榎東・高田・吾妻 特定建設工事共同企業体 代表者 榎東興和(株)鳥取営業所 所長 木田 徳司	(当初契約額) 521,490,900円	平成24年10月16日 ～ 平成26年8月29日	(当初契約年月日) 平成24年10月15日 (第1回変更契約年月日) 平成26年8月29日	設計図書の変更

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 鳥取県土整備事務所	国道178号(岩美道路)改良工事 (3工区)(補助)	岩美郡 岩美町 浦富	国道178号(岩美道路)改良工事(3工区) (補助)藤原・田中特定建設工事共同企業 体 代表者 (株)藤原組 取締役社長 藤原 正	(当初契約額) 182,520,000円	平成26年1月9日 ～ 平成26年6月16日	(当初契約年月日) 平成26年1月8日	
				(第1回変更後契約額) 179,068,320円 (変更額) 〔 △3,451,680円〕	(変更後工期) 平成26年8月27日	(第1回変更契約年月日) 平成26年6月16日	
				(第2回変更後契約額) 182,798,640円 (変更額) 〔 3,730,320円〕		(第2回変更契約年月日) 平成26年8月18日	
道路建設課 西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局	国道183号河上工区道路改良工 事(4工区)(交付金改良)	日野郡 日南町 宮内	(有)住田組 代表取締役 住田 孝昭	(当初契約額) 90,825,000円	平成25年10月8日 ～ 平成26年3月14日	(当初契約年月日) 平成25年10月8日	
				(第1回変更後契約額) 99,757,440円 (変更額) 〔 8,932,440円〕	(変更後工期) 平成26年6月30日	(第1回変更契約年月日) 平成26年3月13日	
				(第2回変更後契約額) 102,520,080円 (変更額) 〔 2,762,640円〕	(変更後工期) 平成26年8月15日	(第2回変更契約年月日) 平成26年6月27日	
				(第3回変更後契約額) 107,600,400円 (変更額) 〔 5,080,320円〕		(第3回変更契約年月日) 平成26年8月12日	
空港港湾課 鳥取港湾事務所	鳥取港第3防波堤改良工事(重要) (3工区)	鳥取市 港町	東洋建設(株)山陰営業所 所長 萩本 龍二	(当初契約額) 91,800,000円	平成26年3月4日 ～ 平成26年10月19日	(当初契約年月日) 平成26年3月3日	
				(第1回変更後契約額) 93,748,320円 (変更額) 〔 1,948,320円〕		(第1回変更契約年月日) 平成26年3月11日	
				(第2回変更後契約額) 114,481,080円 (変更額) 〔 20,732,760円〕		(第2回変更契約年月日) 平成26年8月15日	